

小矢部市 “ 行政評価制度 ” について

小矢部市では、平成 15 年度に「行政評価制度」を試行的に導入し、現在市が行っている事務や事業の実施状況・成果等について総合的な分析・検証を行いました。

このたび、行政評価結果を取りまとめましたので、その概要をお知らせします。

行政評価とは？

近年の財政難の中で、多様化する住民ニーズに適切に応えていくためには、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を必要となる所に効率的に配分していくとともに、個々の事務・事業においても、より効果的・効率的な運営方法を常に考え、実行していくような仕組みが必要となってきます。

このための仕組みが「行政評価制度」です。「行政評価」は、現在実施している行政活動について、それらが妥当なものであるのか、十分な効果があったのかを、事業の成果、必要性、効率性などの視点から総合的に分析・評価するとともに、今後、それらをどのように運営すべきなのかを決定するために実施するものです。

行政評価のねらい

- ・無駄な事業、効果のない事業などを見直し、効率的・効果的な行政運営を実現します
- ・より良い事業活動を実現するための継続的改善及び職員の意識改革を行います
- ・市民の皆様に事業活動の状況を分かりやすく公表し、市民参加の行政を実現します

小矢部市 “ 行政評価 ” の流れ

小矢部市の行政評価制度は、まず事務や事業を直接担当している職員が自己評価を行う「事務事業評価（第 1 次評価）」から始まります。第 2 段階として、担当職員の自己評価結果に基づき、所属長がさらにチェックを行い、事務・事業の次年度以降の方向性(事業を拡大する、事業を縮小する、廃止する等の方針)を提案する第 2 次評価が行われます。

さらに、市政運営の基本的な方針であり、これらの事務・事業の集合でもある「施策」レベルからの視点を加え、担当部局長がそれぞれの事務・事業の方向性を判断し、最終的には行政評価推進会議及び市長による「政策的判断」を踏まえて、次年度以降の事務・事業運営に反映させます。

